



浄化槽にいがた

No.98

2019年8月28日 発行

発行：一般社団法人新潟県浄化槽整備協会
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2
発行責任者：会長 鳥影 清
TEL 025-283-2048 FAX 025-283-2085
URL <http://www.njsk.server-shared.com/>

目次

P 1	令和元年度定時総会	P 7	浄化槽の実務Q & A改訂版の発行	P 15	全国浄化槽団体連合会定時総会
P 2	会長表彰、懇親会	P 8	市町村浄化槽関連事業実施状況	P 16	省エネ型浄化槽システム導入推進事業
P 3	新潟県の浄化槽行政 ・浄化槽設置状況ほか	P 12	市町村浄化槽事務担当窓口	P 20	お知らせ
		P 13	浄化槽法の一部改正について		

令和元年度定時総会を開催

新役員が決定

令和元年5月29日（水）、午後2時30分より新潟東映ホテルに於いて、令和元年度定時総会が開催された。鳥影会長の挨拶に続き表彰式が行われ、功労者4名及び優良従事者1名に対して会長表彰を、1社に対して感謝状が贈呈された。

続いて、議事では、議長に（株）十日町環境の大淵清徳氏が選出され、平成30年度事業報告と決算を審議し、原案どおり承認された。任期満了に伴う役員改選では、23名の理事と3名の監事が選任された。

総会終了後に、新潟お笑い集団「NAMARA」代表の江口歩様より「時代の変化に対応し、希望を見出す秘密兵器 それは笑いを生み出す発想力」と題して記念講演を頂いた。

◆会長挨拶

浄化槽は設置コストが安く、人口減少等の社会情勢の変化にも柔軟に対応できることから、今後の汚水処理未普及地域解消に当たって、その役割は増加する。

◆役員改選

役員改選では、23名の理事（うち新任4名）と3名の監事が選任された。定時総会直後に、選任された理事及び監事による臨時理事会が開催され、会長、副会長及び専務理事が再任された。

1月30日公表の「新・新潟県汚水処理施設整備構想」では集合処理から個別処理への見直しが行われ、合併処理浄化槽の普及に努めると明記された。国レベルでは、単独浄化槽の転換促進と浄化槽管理士の研修機会の確保等の新たな規定を加えるため、浄化槽法の一部改正が今国会で採択される見込みであり注目したい。

また、当協会の今後の運営改善を図るため、組織や事業の改善にも取り組むこととする。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和元・2年度 役員名簿

役職名	氏名	会 員 名	役職名	氏名	会 員 名
会 長	鳥 影 清	(株)三条衛生社	理 事	佐 藤 正 幸	(株)ハウステック
副 会 長	加 藤 大 二	(株)大二工業	〃	中 哲 司	(株)ダイキアクシス新潟出張所
〃	亀 山 博 之	(株)ロクセイサービス	〃	長谷川 和 貴	衛生企業(株)
専 務 理 事	大 岩 芳 勝	(協会事務局)	〃	森 田 克 彦	フジクリーン工業(株)新潟営業所
理 事	田 代 浩 二	(株)日本アクシーズ	〃	高 橋 和 久	丸高工業(株)
〃	大 堀 正 幸	(株)大堀商会	〃	山 作 奈 穂 子	(株)田代商会
〃	武 田 良 司	(株)新蒲原総業	〃	大 桃 政 春	(株)魚沼市環境事業公社
〃	山 田 昭 次	(有)山虎建設	〃	高 頭 利 彦	新潟日化サービス(株)
〃	田 中 康 雄	(有)山古志清掃	〃	成 田 学	(有)岩室清掃社
〃	内 山 信 裕	(株)中央清掃	〃	渡 辺 修 一	(株)ライフサポート渡辺
〃	阿 部 正 光	(株)ジオメイク功明社	監 事	藪 内 修	アムズ(株)新潟営業所
〃	秋 山 博 子	(株)上越浄化槽管理センター	〃	大 倉 辰 美	新発田水道工事(株)
〃	永 野 薫	(株)西原ネオ新潟支店	〃	遠 藤 和 則	合資会社信越環境サービス

会 長 表 彰

定時総会において、長年生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与され、当協会及び業界の発展にも尽力された方々に対して、功労者表彰、優良従事者表彰が贈られました。また、協会の事業に多大な貢献があった1社に対し、感謝状が贈られました。

◆功労者表彰 4名

小 黒 博 泰 様	有限会社 小黒組
小 柳 秀 樹 様	小柳産業 株式会社
成 田 学 様	有限会社 岩室清掃社
西 森 浩 司 様	越後清掃

◆優良従事者表彰 1名

居 城 剛 様	小柳産業 株式会社
---------	-----------

◆感謝状 1社

森下企業 株式会社



記 念 講 演

定時総会終了後、午後4時から同会場において「記念講演」を開催しました。講師の江口 歩氏は、1997年にお笑い集団「NAMARA」を結成し、「NAMARA」のお笑いを通じて環境、教育、福祉など多様な分野で人と人を結びつける活動をしています。江口氏も、自らラジオ、TVへの出演のほか多くの講演活動をしています。今回は、情報が氾濫し、何が正しくて何が正しくないのか正しく認識できない状況に陥っている中、発想力の大切さを説かれる江口氏から「時代の変化に対応し、希望を見出す秘密兵器、それは笑いを生み出す発想力」というテーマで講演を頂きました。様々な現場でのエピソードをまじえ、笑いを誘うお話により、50名の参加者は耳を傾けました。



懇 親 会 を 開 催

定時総会終了後に懇親会が開催されました。

県副知事溝口洋様をはじめ、国会議員、県議会議員、行政及び関係団体から多くのご来賓の出席をいただきました。島影会長の開宴挨拶に続いて、ご来賓を代表して県副知事溝口洋様、新潟市副市長荒井仁志様、当協会顧問の衆議院議員石崎徹様（秘書）、同じく顧問の県議会議員星野伊佐夫様から祝辞をいただきました。その後、県廃棄物対策課長新井一仁様のご乾杯の発声により懇談に入り、会員とご来賓の方々との親睦を深めていただきました。



溝口県副知事



荒井新潟市副市長



石崎議員（秘書）



星野県議

新潟県の浄化槽行政について

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

1 令和元年度の県の体制について

令和元年度の県の体制は次のとおりです。1年間よろしく申し上げます。

○県民生活・環境部	部長	村山雅彦	※
	副部長	横山ひろみ	
○廃棄物対策課	課長	新井一仁	
	不法投棄対策室長（技術補佐）	渡邊哲也	※
	事務補佐	中村優介	※
	資源循環推進係	米野岳	※
	主任	山崎友子	※
	主任	中澤剛	※
	主任	高橋陽太	
	主事	丹後春菜	※

※H31.4着任

2 新潟県の生活排水処理の状況

新潟県の水洗化率は94.2%と全国並みですが、汚水衛生処理率（生活排水が処理されている人口）は77.2%で全国平均を下回っています。また、単独処理浄化槽人口の割合は16.9%と全国の8.3%と比べて高く、背景には下水道の整備より早く単独処理浄化槽による水洗化が進んだこと等があります。

【平成29年度 衛生処理人口等】

	新潟県		全国
	人口	割合	割合
総人口（H29.10.1現在）	2,281,038	100.0%	100.0%
衛生処理人口	2,280,931	100.0%	99.9%
水洗化人口	2,147,680	94.2%	94.8%
汚水衛生処理人口	1,761,452	77.2%	86.6%
公共下水道人口	1,509,306	66.2%	74.9%
コミプラ人口	0	0.0%	0.3%
合併処理浄化槽人口	252,146	11.1%	11.4%
単独処理浄化槽人口	386,228	16.9%	8.3%
汲み取り人口	133,251	5.8%	5.1%
自家処理人口	107	0.0%	0.1%

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

3 新潟県の汚水処理人口普及率の状況

県では新潟県汚水処理施設整備構想に基づき、地域の実情にあわせて下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の汚水処理施設の整備を推進していますが、新潟県の汚水処理人口普及率は87.2%と全国平均の90.9%を下回っています。

【平成29年度 汚水処理人口普及率】

	新潟県		全国
	人口	割合	割合
総人口（H30.3.31現在）	2,269,601	100.0%	100.0%
汚水処理人口	1,979,298	87.2%	90.9%
下水道処理人口	1,702,200	75.0%	78.8%
農業集落排水施設等処理人口	153,906	6.8%	2.7%
合併処理浄化槽処理人口	123,192	5.4%	9.2%
コミプラ処理人口	0	0.0%	0.2%

出典：汚水処理人口普及状況調査（国交省、農水省、環境省）

【平成29年度 市町村別汚水処理人口普及率】

順位	市町村名	普及率	順位	市町村名	普及率	順位	市町村名	普及率
1	栗島浦村	100.0	10	南魚沼市	98.8	21	妙高市	88.8
1	弥彦村	100.0	12	柏崎市	98.3	22	新潟市	88.0
3	魚沼市	99.8	12	津南町	98.3	23	上越市	86.6
4	聖籠町	99.7	12	関川村	98.3	24	佐渡市	77.8
5	胎内市	99.5	15	湯沢町	98.1	25	五泉市	75.8
6	阿賀町	99.4	16	長岡市	97.3	26	加茂市	75.3
7	出雲崎町	99.3	17	見附市	96.2	27	新発田市	74.3
8	刈羽村	99.1	18	糸魚川市	95.5	28	燕市	60.7
8	村上市	99.1	19	阿賀野市	94.8	29	田上町	56.6
10	小千谷市	98.8	20	十日町市	94.4	30	三条市	47.4

なお、県では、平成31年1月に、施設の整備状況や将来の人口予測、住民の意向や地域の実情等を踏まえ、概ね10年間で未整備地域における汚水処理を概成するアクションプランの策定と、20年程度先を見据えた既整備地域の効率的な改築・更新や運営管理を行うための計画を取りまとめた新構想「汚水処理施設整備構想」を策定しました。

4 新潟県内の浄化槽の設置状況

平成30年度末現在、新潟県内の浄化槽設置基数は190,091基であり、前年度から893基減少しました。このうち合併浄化槽は55,972基で、前年度から1,261基増加し、全浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合（合併割合）は29.4%となっています。

また、平成29年度に胎内市に浄化槽法の権限を県から移譲し、現在、計12市町（長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町、湯沢町）に移譲されています。

【浄化槽設置基数等の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
単独浄化槽	147,901	143,723	138,837	136,273	134,119
合併浄化槽	51,605	52,712	53,602	54,711	55,972
計	199,506	196,435	192,439	190,984	190,091
合併割合	25.9%	26.8%	27.9%	28.6%	29.4%

5 燕市における法定検査未受検者対策について（平成29年度～平成30年度）

燕市の平成27年度の浄化槽法定検査（11条）受検率は、45.7%であり、県平均の70.5%を大きく下回り、県内ワースト1位でした。

そのため、関係機関（廃棄物対策課、三条環境センター、燕市、指定検査機関、関係団体）が連携・協力し、燕市の法定検査受検率向上に向けて重点的に取り組みを行い、平成30年度の受検率は53.1%まで改善しました。

○ 具体的な取組

- ・ 浄化槽台帳の整備
燕市が中心となり、下水道接続台帳と付き合わせを行う等により、浄化槽台帳の整備を行いました。
- ・ 委託事業を活用した浄化槽台帳の整備
新潟県浄化槽整備協会への委託事業である浄化槽適正管理推進事業（未受検者指導）の対象地域を燕市とし、浄化槽台帳と保守点検業者が保有する台帳を照合しました。
- ・ 法定検査未受検者への文書の送付
燕市内の法定検査未受検者に対し、受検を促す通知を行いました。
- ・ 保守点検業者に対し、未受検者への受検案内協力依頼文書の送付
保守点検業者に未受検者への法定検査案内等による受検率向上に向けての協力を依頼しました（県内全保守点検業者に依頼文書送付）。
- ・ 市報や新聞等による法定検査についての周知
10月1日の「浄化槽の日」を契機として、市報や新聞等を利用し、浄化槽管理者に対し保守点検の義務について周知を行いました（全市町村に広報を依頼したほか新潟日報に掲載）。

6 浄化槽法定検査の受検率について

平成30年度の7条検査の受検率は91.1%、検査の結果、適正または概ね適正と判定された浄化槽の割合（適合率）は97.1%でした。また、平成30年度の11条検査の受検率は71.4%、適合率は98.5%でした。このうち、20人槽以下を対象とする効率化11条検査の受検率は71.0%、適合率は98.9%でした。

新潟県では、11条検査の受検率が約70%と全国的に見ても高い水準を維持しているものの、依然として約5.2万基が未受検であることから、皆様方はじめ関係者の御協力を得ながら、地域ごとに効率的かつ効果的な未受検者対策を検討し、指導・監督体制の整備を進めていきたいと考えています。

【法定検査受検状況等の推移】

	年度	対象基数(基)	実施基数(基)	受検率	不適合基数(基)	適合率
7条検査	H26	2,082	1,810	86.9%	100	94.5%
	H27	1,678	1,652	98.5%	62	96.2%
	H28	1,694	1,538	90.8%	71	95.4%
	H29	1,602	1,490	93.0%	61	95.9%
	H30	1,582	1,441	91.1%	42	97.1%
11条検査	H26	197,509	137,972	69.9%	1,756	98.7%
	H27	192,031	135,900	70.8%	1,786	98.7%
	H28	189,403	133,537	70.5%	1,792	98.7%
	H29	185,753	131,986	71.1%	1,828	98.6%
	H30	182,681	130,398	71.4%	1,910	98.5%
効率化 検査	H26	183,108	127,326	69.5%	1,156	99.1%
	H27	177,974	125,461	70.5%	1,195	99.0%
	H28	175,899	123,304	70.1%	1,194	99.0%
	H29	172,472	121,861	70.7%	1,259	99.0%
	H30	169,556	120,429	71.0%	1,361	98.9%

※効率化検査（20人槽以下の11条検査）の値は、11条検査の内数

7 浄化槽整備事業の実施状況について

平成30年度の整備実績は、個人設置型239基、市町村設置型70基、計309基となっています。単独処理浄化槽からの転換も含め、効果的な浄化槽の整備が図られるよう、国の補助事業の動向等も注視しつつ、市町村と連携・協力してまいります。

【浄化槽整備事業設置基数】

市町村名	H30整備基数	
	個人設置型	市町村設置型
新潟市	14	22
長岡市	24	1
三条市	15	
柏崎市	4	
新発田市	25	
小千谷市	1	
加茂市	10	
十日町市		5
見附市	4	
村上市	1	
糸魚川市	2	27

市町村名	H30整備基数	
	個人設置型	市町村設置型
妙高市	5	
五泉市	44	
佐渡市	28	
上越市	49	
阿賀野市	3	
魚沼市	2	
南魚沼市		15
田上町	7	
津南町	1	
合計	239	70
	309	

【平成30年度市町村別浄化槽設置基数及び法定検査受検状況】

市町村	設置基数（基）			合併割合	11条検査			11条検査（効率化）		
	合併	単 独	対象基数		実施基数	受検率	対象基数	実施基数	受検率	
										合併
新潟市	51,963	10,528	41,435	20.3%	51,026	28,384	55.6%	47,190	25,847	54.8%
長岡市	6,817	2,701	4,116	39.6%	6,192	5,695	92.0%	5,850	5,373	91.8%
三条市	24,064	7,512	16,552	31.2%	22,476	14,156	63.0%	21,051	12,977	61.6%
柏崎市	4,098	2,796	1,302	68.2%	3,566	3,412	95.7%	3,354	3,208	95.6%
新発田市	15,135	4,440	10,695	29.3%	14,878	11,758	79.0%	13,930	10,976	78.8%
小千谷市	1,122	469	653	41.8%	1,016	993	97.7%	923	900	97.5%
加茂市	3,743	614	3,129	16.4%	3,486	2,932	84.1%	3,357	2,815	83.9%
十日町市	2,719	1,216	1,503	44.7%	2,508	2,200	87.7%	2,375	2,080	87.6%
見附市	1,375	293	1,082	21.3%	1,353	1,121	82.9%	1,294	1,064	82.2%
村上市	5,483	1,109	4,374	20.2%	4,967	4,403	88.6%	4,663	4,122	88.4%
燕市	16,613	4,083	12,530	24.6%	15,759	8,364	53.1%	14,802	7,547	51.0%
糸魚川市	2,495	1,493	1,002	59.8%	2,382	2,153	90.4%	2,145	1,958	91.3%
妙高市	2,419	828	1,591	34.2%	2,411	1,874	77.7%	2,001	1,654	82.7%
五泉市	6,709	2,413	4,296	36.0%	6,562	5,842	89.0%	6,222	5,586	89.8%
上越市	18,678	6,993	11,685	37.4%	18,622	15,503	83.3%	17,257	14,448	83.7%
阿賀野市	3,623	978	2,645	27.0%	3,611	3,125	86.5%	3,390	2,941	86.8%
佐渡市	11,167	3,327	7,840	29.8%	10,390	9,089	87.5%	9,894	8,650	87.4%
魚沼市	560	195	365	34.8%	508	457	90.0%	413	365	88.4%
南魚沼市	2,657	1,122	1,535	42.2%	2,617	2,046	78.2%	2,075	1,777	85.6%
胎内市	2,005	300	1,705	15.0%	1,995	1,704	85.4%	1,800	1,538	85.4%
聖籠町	488	169	319	34.6%	484	364	75.2%	440	324	73.6%
弥彦村	275	8	267	2.9%	266	170	63.9%	261	165	63.2%
田上町	2,892	1,009	1,883	34.9%	2,732	2,467	90.3%	2,630	2,371	90.2%
阿賀町	858	472	386	55.0%	858	614	71.6%	701	497	70.9%
出雲崎町	223	167	56	74.9%	202	193	95.5%	188	181	96.3%
湯沢町	738	262	476	35.5%	738	431	58.4%	413	242	58.6%
津南町	429	150	279	35.0%	393	337	85.8%	351	303	86.3%
刈羽村	208	143	65	68.8%	192	188	97.9%	155	151	97.4%
関川村	522	178	344	34.1%	478	410	85.8%	425	363	85.4%
粟島浦村	13	4	9	30.8%	13	13	100.0%	6	6	100.0%
合計	190,091	55,972	134,119	29.4%	182,681	130,398	71.4%	169,556	120,429	71.0%

【令和元年度循環型社会形成推進交付金市町村別内示額】

事業主体名	施設区分	規模（基）	内示額（千円）
新潟市	浄化槽設置整備事業 (環境配慮・防災まちづくり事業)	30	3,954
	浄化槽市町村整備推進事業	56	17,002
長岡市	浄化槽設置整備事業	225	7,316
	浄化槽市町村整備推進事業	15	989
三条市	浄化槽設置整備事業 (環境配慮・防災まちづくり事業)	25	11,056
柏崎市	浄化槽設置整備事業	25	529
新発田市	浄化槽設置整備事業	30	4,410
小千谷市	浄化槽設置整備事業	5	795
加茂市	浄化槽設置整備事業	10	1,101
十日町市	浄化槽市町村整備推進事業	20	4,412
見附市	浄化槽設置整備事業	7	1,029
村上市	浄化槽設置整備事業	3	441
燕市	浄化槽設置整備事業 (環境配慮・防災まちづくり事業)	25	9,725

事業主体名	施設区分	規模（基）	内示額（千円）
糸魚川市	浄化槽設置整備事業	1	147
	浄化槽市町村整備推進事業	29	14,388
	浄化槽市町村整備推進事業 (環境配慮・防災まちづくり事業)	26	552
	浄化槽市町村整備推進事業 (公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業)	1	2,996
妙高市	浄化槽設置整備事業	10	1,087
上越市	浄化槽設置整備事業	58	5,358
阿賀野市	浄化槽設置整備事業	6	882
五泉市	浄化槽設置整備事業	64	4,359
佐渡市	浄化槽設置整備事業	200	9,023
魚沼市	浄化槽設置整備事業	1	147
南魚沼市	浄化槽市町村整備推進事業	16	8,400
胎内市	浄化槽設置整備事業	3	1,323
田上町	浄化槽設置整備事業	40	644
阿賀町	浄化槽設置整備事業	1	147
津南町	浄化槽設置整備事業	2	294

事業報告

◎浄化槽の実務Q & A改訂版の発行

浄化槽について、誰にでもわかりやすく基礎的な知識を習得できるような入門書として、平成18年2月に「浄化槽の実務Q & A」（頁数200頁）を発行しました。発行から10年以上経過したことから、内容の見直しを行い、県廃棄物対策課の支援を得て、本年1月に改訂版（91頁）を発行しました。

特に、新たに浄化槽関係業務に従事された方は、当図書の利用をお勧めします。会員及び行政機関には1部無料配付済みですが、要望に応じて追加配付にも応じています（図書等の申込書を同封しています）。

〈内 容〉

- 1 浄化槽のしくみ
- 2 浄化槽法のしくみ
- 3 浄化槽の設置・施工
- 4 浄化槽の維持管理
- 5 浄化槽の法定検査
- 6 補助金等のしくみ

◎説明力向上セミナーの開催

本年2月14日、新潟市「新潟テルサ」において、昨年度に続き、県受託事業として、説明力向上セミナー及び情報交換会を開催した。会員及び行政機関から45名の参加がありました。

当セミナーは、法定検査の未受検者や無管理者に対して、浄化槽管理士等の説明力向上を図ることを目的としています。

法定検査や保守点検の必要性を、相手に伝わるよう、分かりやすく話すためのルール、スキル及びマナーの習得を図っていただくために、専門の講師から、講義と指導をしていただきました。

◇講師：（一社）日本産業カウンセラー協会
産業カウンセラー 須田 幸子 氏

◇セミナーの要旨

- ・お客さまとは対等な関係である
- ・信頼関係は向かい合っでの説明から
- ・マナーを忘れない
- ・よく聴くことから説明は始まる 等



◎協会運営改善検討委員会の開催

協会運営改善検討委員会は、浄化槽を取り巻く状況が大きく変化する中で、協会の今後の運営の在り方を検討するため、昨年4月の理事会決議により設置されました。昨年9月6日に第1回を開催し、本年7月2日に第4回を開催し、運営の在り方とともに運営改善策に関する検討を重ねてきました。本年9月開催の第5回において、報告書を取りまとめる予定です。

〈委員会での検討項目〉

- 1 業界及び協会に係る課題の整理
- 2 今後の協会の目的・役割（在り方）について
- 3 今後の協会の運営の方向性について
- 4 運営改善策について

◎省エネ型浄化槽システム導入推進事業 公募説明会

当事業は、二酸化炭素の排出抑制を目的とする環境省補助事業として、全国浄化槽団体連合会が執行団体となり、補助事業者の公募を行っています。

同事業は平成29年度開始で、年々予算額は増大し、補助事業の対象要件も緩和されています。本年度からは、平成12年3月以前設置の新構造基準の浄化槽（60人槽以上）の交換も対象となりました。

当協会は、県内の受付機関として、事業のPRと申請手続きの説明を行うため、5月に3回、6月に1回の公募説明会を開催しました。6月の説明会には、浄化槽設置者にも開催案内を行いました。4会場の参加者は、合計で60名に達しました。

- | | | |
|-------|-----|---------|
| 5月21日 | 長岡市 | ハイブ長岡 |
| 5月22日 | 新潟市 | 県トラック会館 |
| 5月23日 | 上越市 | 上越市民プラザ |
| 6月19日 | 新潟市 | 県トラック会館 |



令和元年度 県内市町村の浄化槽設置等への助成制度について

◆浄化槽設置に対する助成制度について

- ・県内の多くの市町村では、国庫助成制度を活用して、浄化槽設置※への助成制度を設けています。この助成制度には、浄化槽設置整備事業（個人設置型）と浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の大きく二通りがあります。
- ・また、単独処理浄化槽の撤去に係る費用の助成、宅内配管費の助成及び浄化槽の維持管理費の助成に係る制度を設けている市もあります。

◆助成制度の積極的な活用

- ・浄化槽を設置する場合、5人槽で882千円の費用が必要とされます（環境省資料）。浄化槽助成制度は、この費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るための制度です。
 - ・会員等におかれては、個人負担の軽減と浄化槽普及のために、これらの助成制度の活用を努めてください。
- なお、助成制度は、各市町村によって、助成額、対象、対象地域などの要件に違いがあります。活用にあたっては、各市町村の浄化槽担当窓口にご確認ください。

※浄化槽法では、浄化槽とは合併処理浄化槽を指し、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」といい、新設は禁止されています。

A 令和元年度 浄化槽設置整備事業（個人設置）実施市町村補助金額一覧

令和元年7月新潟県浄化槽整備協会調査
(単位：千円)

No	市町村名	工事内容等	5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	備 考
1	新潟市	・単独処理浄化槽からの設置替	704	882	1,176			①対象地域 ・公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域及び公設浄化槽整備区域などを除く市内全域 ②補助対象者 ・住宅で使用している単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に設置替えする方（建築確認申請を伴う新築、増・改築時の設置替えは対象となりません。） ③対象浄化槽：環境配慮型浄化槽
		・くみ取便槽からの設置替	352	441	588			
2	長岡市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	600	800	1,200	90		①対象 ・下水道整備の計画がない区域の住宅（併用住宅）、町内会・自治会などの公民館・集会所に合併浄化槽を設置する方
3	上越市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの設置替	235	294	392	90	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域のうち下水道事業計画区域を除く区域 ②対象建築物 ・専用住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分に係るもののみ） ③宅内配管工事費助成 ・単独から合併への転換に付帯して宅内配管を設置する場合
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの設置替	352	441	588	90	300	
4	三条市	・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲み取り便槽からの入替	352	441	588	90		①対象地域 ・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域 ②対象建物 ・申請者が居住する一戸建ての建物（延床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む） ③対象とならない方 ・住宅の新築、移転又は増改築に伴い浄化槽設置が義務付けられる方 ほか ④対象浄化槽：環境配慮型浄化槽
5	柏崎市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588 (8~50人)			①対象地域 ・下水道事業計画区域、農業集落排水事業実施地域及び浄化槽を用いて集合処理している地域を除く地域 ②対象建築物 ・専用住宅、店舗など併用住宅（居住に供する部分だけが対象）、集会場
6	新発田市	・単独処理浄化槽からの設置替（新発田市合併処理浄化槽設置事業補助金）	352	441	588	90		①対象地域 ・生活排水対策重点地域内が対象。ただし、公共下水道の事業計画の認可を受けた区域を除く。 ②補助対象者 ・対象地域において個人の専用住宅（小規模の店舗併設を含む）の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽（10人槽以下）へ転換する方 ③対象外の場合 ・住宅の増築又は改築により、合併処理浄化槽への転換が義務付けられる場合 ほか

No	市町村名	工事内容等	5人槽	7人槽	10人槽	撤去費加算	宅内配管助成	備考
6	新発田市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （新発田市水道水源保護地域等 合併処理浄化槽設置支援事業）	500	700	1,100 (8人～)	○		①対象地域 ・市下水道基本構想の合併処理浄化槽事業地域に定めた次に掲げる地区（略）及び市長が別に定める地区 ②補助金額 ・左記の補助限度額と合併浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費用含む）から35万円を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額
7	小千谷市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	475	670	963	90	○	①対象地域 ・下水道事業計画区域、処理予定区域及び農業集落排水事業の整備区域又は予定処理区域を除いた区域 ②対象浄化槽 ・一般住宅に設置する処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽 ③補助対象事業 ・補助対象となる合併処理浄化槽等は10人槽以下で循環型社会形成推進交付金交付要綱に該当する事業とする（宅内配管費助成含む）。
8	加茂市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	176	220	294			①対象地域 ・公共下水道等の集合処理施設の整備が予定されている区域
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・上記の区域以外の区域
9	十日町市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	600	800	1,300			①対象地域 ・下水道整備長期構想における浄化槽設置整備地域 ②対象者 ・専用住宅及び集落センター等施設
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	375	438	555			①対象地域 ・公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業処理計画区域のうち国の事業認可を受けていない地域で、市長が認める地域 ②対象者 ・専用住宅及び集落センター等施設
10	見附市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	750	1,020	1,160			①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域又は下水道で整備される予定処理区域、農業集落排水事業区域を除いた区域・市長が定める区域（合併浄化槽整備区域） ②補助金額 ・補助金の額は、別表第1に定める人槽区分ごとの限度額と浄化槽の設置に要した経費から31万円を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。
11	村上市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替（村上市合併処理浄化槽設置整備事業補助金）	910	1,240	1,770			①対象地域及び建物 ・別表第1（略）に定める区域の専用住宅、併用住宅及び地区集会場 ②補助金額 ・補助金の額は、別表第2（略）に定める額と補助対象経費に0.9を乗じて得た額を比較し低い額とする。
		・事業所の新設、増設、移設に伴う合併処理浄化槽の設置（村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金）	455	620	885			①対象地域及び建物 ・下水道法の認可を受けた事業計画の処理区域及び農業集落排水事業処理区域を除いた区域の事業所（併用住宅を除く）
		・既設事業所の合併処理浄化槽等更新（村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金）	303	413	590			①対象地域及び建物 ・上記に同じ
12	燕市	・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲み取り便槽からの入替	352	441	588	90	300	①対象地域 ・燕市汚水処理施設整備構想で、個別処理区域に区分される地域 ②対象とならない方 ・住宅の新築に伴い合併浄化槽を設置する場合は補助対象外。ただし転換設置に伴い住宅の建て替えを行う場合など、一部対象となる（担当課に事前相談） ③宅内配管工事費 ・単独浄化槽からの転換に限る。住宅の増改築を伴う場合は補助対象外 ④対象浄化槽：環境配慮型浄化槽
13	糸魚川市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象区域 ・公共下水道事業計画区域で供用開始まで7年以上の区域及び事業認可区域外・集落排水事業の事業実施採択申請区域で供用開始まで7年以上の区域
		・新規設置（汲取からの切替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	176	220	294			①対象区域 ・公共下水道事業計画区域で供用開始まで1年以上から7年未満の区域・集落排水事業の事業実施採択申請区域で供用開始まで1年以上～7年未満の区域
14	妙高市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替（専用住宅、併用住宅）	750	792	870			①対象地域 ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業が実施又は予定されている地域以外の区域 ②対象者 ・処理対象人員が10人以下のもの

No	市町村名	工事内容等	5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	備 考
14	妙高市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （ホテル・旅館・事業所等）	175	220	294			①対象地域 ・上記に同じ ②対象者 ・ホテル・旅館・事業所等については、処理対象人員の制限無し
15	五泉市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588	90		①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域及び市長が別に定める区域を除く本市全域 ②対象者 ・専用住宅及び店舗等併用住宅（居住部分が2分の1以上）に浄化槽を設置する者
16	阿賀野市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・公共下水道（農業集落排水を含む）処理区域と今後の下水道整備計画区域を除く地域
17	佐渡市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588	90		①対象地域 ・下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等の事業認可区域並びにおおむね7年以内に下水道等が利用できる計画がある地域を除いた佐渡市全域とする。
18	魚沼市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （専用住宅・併用住宅）	530	750	940			①対象地域 ・公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模排水処理施設整備事業の事業計画区域外の区域・魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例第3条の市長が認める区域以外の区域
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （集会所・事務所等）	170	250	310			①対象地域 ・上記に同じ
19	南魚沼市	（公設浄化槽整備事業を実施）						
20	胎内市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業の整備区域又は予定処理区域を除く区域 ②補助対象者 ・専ら居住の用に供する建築物又はその一部を人の居住の用に供する建築物に浄化槽を設置しようとする者
21	聖籠町							
22	弥彦村							
23	田上町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置以外の場合）	187	219	277			①対象地域 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業適用区域を除く田上町全域 ②補助対象者 ・対象地域内において専用住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む）に合併処理浄化槽を設置する方
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置の場合）	187	219	277			①対象地域、②補助対象者とも上記に同じ
24	阿賀町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,650	2,240			①対象地域 ・阿賀町下水道条例第2条第2項に規定する公共下水道の処理区域以外の区域及び処理区域内にあって町長が別に定める区域 ②補助金額 ・補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。
25	出雲崎町	（公設浄化槽の管理を実施）						
26	湯沢町							
27	津南町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,500	2,000			①対象地域 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の導入地域を除く地域。但し同事業の実施地域であっても同事業除外家屋は対象とする。 ②補助金額 ・補助金の額は、別表の表2に定める各人槽ごとの事業費を限度額としてその工事費の9割とする。
28	刈羽村	（村単独の浄化槽設置整備事業あり）						
29	関川村	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	950	1,200	1,750	○		①対象地域・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外の地域。ただし、経済効果等を勘案して村長が特に認めた場合はこの限りではない。 ②補助金額・補助金の限度額は、別表に定める人槽区分ごとの補助限度額と合併処理浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費含む）から20万円を控除した額と比較し、いずれか少ない方の額とする。
30	粟島浦村							

※ 11人槽以上に対する補助を実施している市もあるが、紙面の制約から省略しています。

B 令和元年度 市町村浄化槽設置整備事業（公設）の分担金等一覧

(単位：円)

No	市町村名	本体工事費の分担金			使用料			備 考
		5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽	
1	新潟市	120,000	150,000	190,000	3,607	4,125	4,946	①整備区域 ・市長は、公設浄化槽の整備の対象となる区域を定め、これを告示する。
2	長岡市	150,000	190,000	260,000	2,800	3,600	4,200	①処理区域 ・市が設置する浄化槽は、市が指定した整備区域内（山古志地域と川口地域の一部）の住宅のみ ②使用料金 ・使用料の月額は、左記の金額に消費税率を乗じて得た額（1円未満切捨て）
3	南魚沼市	15人槽 以下 220,000	16～ 20人槽 293,700	21～ 25人槽 349,100	(備考参照)			①処理区域 ・下水道法の認可を得た事業計画において定められた予定処理区域、及び南魚沼市農業集落排水施設設置条例により定められた処理区域を除く区域 ②市の負担・管理部分 ・流入ます、浄化槽本体及び放流先までの配管（宅内配水設備は個人負担） ・プロワの配管、本体、電気設備（電源） ③使用料金 ・使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定める金額をもって算定した額から別表第2に定める金額（電気料金）を減じた額 (別表第1) ・基本料金 1,890円 ・超過料金 10m ³ を超える分 1m ³ につき189円 (別表第2) 略
4	十日町市	300,000	300,000	300,000	下水道 使用料			①処理区域 ・下水道法の認可を得た事業計画において定められた予定処理区域、及び十日町市農業集落排水処理施設条例により定められた処理区域を除く区域 ②使用料 ・下水道使用料
5	糸魚川市	180,000	180,000	240,000	使用実績			①整備対象区域 ・市長は浄化槽の整備対象区域を定めたときは、これを告示する。 ②使用料金 ・基本料金10m ³ まで1,508円。超過料金1m ³ につき、11m ³ ～30m ³ まで155,2円

C 令和元年度 維持管理費用に対する補助を行っている市町村一覧

(単位：円)

	市町村名	助成金限度額（年額）			助成金の対象	備 考
		5人槽	7人槽	10人槽		
1	長岡市	33,600	39,600	45,600	・法定検査料金 ・保守点検料金	①対象 次のいずれかに該当する建物に設置された合併処理浄化槽の管理をする方 ・下水道が供用開始されていない区域の住宅（併用住宅） ・下水道整備の計画がない区域の町内会・自治会などの公民館・集会所
2	見附市	20,400	22,400	25,400	・11条法定検査料金 ・保守点検料金 ・清掃（年1回） ・その他 （プロワ交換等）	①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域又は下水道で整備される予定処理区域、農業集落排水事業区域を除いた区域 ・市長が定める区域（合併浄化槽整備区域）
3	村上市	15,000	15,000	15,000	・維持管理費 ・プロワ交換経費は実額 （3万円を限度）	別表第1に掲げる地域（略）

※ 紙面の制約から11人槽以上は省略しています。

市町村浄化槽事務担当窓口一覧

番号	市町村名	担当窓口	担当事務※	浄化槽 権限移譲	郵便番号	所在地	TEL
1	新潟市	環境対策課 注1	A、B	法定事務	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602-1	025-226-1371
		下水道部経営企画課 注2	C				025-226-2959
2	長岡市	下水道課 注3	A、B、C	○	940-0062	長岡市大手通2-2-6	0258-39-2235
		都市開発課 注4	A		940-0062	長岡市大手通2-6	0258-39-2226
3	上越市	生活排水対策課	A、B		943-0171	上越市藤野新田255番地1	025-526-5111
4	三条市	環境課	A、B	○	959-1102	三条市旭町二丁目3番1号	0256-34-5558
5	柏崎市	上下水道局施設維持課	A、B	○	945-0053	柏崎市鏡町1番11号	0257-22-6116
6	新発田市	下水道課	A、B		957-0026	新発田市下内竹747	0254-23-7179
7	小千谷市	市民生活課	A、B		947-8501	小千谷市城内2丁目7-5	0258-83-3509
8	加茂市	環境課	A、B		959-1392	加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080
9	十日町市	上下水道局	A、B、C	○	948-0072	十日町市寅甲688番地	025-757-3141
10	見附市	ガス上下水道局	A、B	○	954-8686	見附市昭和町2丁目1-1	0258-62-1700
11	村上市	環境課	A、B	○	958-8501	村上市三之町1番1号	0254-53-2111
12	燕市	生活環境課	A、B		959-0295	燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8167
13	糸魚川市	ガス水道局	A、B、C		941-0056	糸魚川市一の宮1丁目3番5号	025-552-1540
14	妙高市	ガス上下水道局	A、B		949-2235	妙高市大字関山1200番地1	0255-72-3566
15	五泉市	環境保全課	A、B	○	959-1692	五泉市太田1094-1	0250-43-3911
16	阿賀野市	上下水道局	A、B	○	959-2024	阿賀野市中島町7-20	0250-62-2159
17	佐渡市	上下水道課	A、B	○	952-0318	佐渡市真野新町489	0259-55-2222
18	魚沼市	ガス水道局	A、B		946-0011	魚沼市小出島788	025-792-1118
19	南魚沼市	廃棄物対策課	A		949-6407	南魚沼市島新田764	025-782-0339
		下水道課	C		949-6746	南魚沼市畔地315	025-774-2740
20	胎内市	市民生活課	A、B	○	959-2693	胎内市新和町2-10	0254-43-6111
21	聖籠町	生活環境課	A		957-0192	聖籠町大字諏訪山1635-4	0254-27-2111
22	弥彦村	建設企業課	A		959-0392	弥彦村大字矢作402	0256-94-1022
23	田上町	町民課	A、B		959-1503	田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6115
24	阿賀町	町民生活課	A	○	959-4495	阿賀町津川580番地	0254-92-5761
		建設課	B				0254-92-5479
25	出雲崎町	町民課	A、C		949-4392	出雲崎町大字川西140番地	0258-78-2294
26	湯沢町	環境農林課	A	○	949-6192	湯沢町大字神立300番地	025-788-0291
27	津南町	建設課	A、B		949-8201	津南町大字下船渡戊585	025-765-3116
28	刈羽村	福祉保健課	A		945-0397	刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3916
29	関川村	住民環境課	A、B		959-3292	関川村大字下関912	0254-64-1471
30	粟島浦村	産業振興課	A		958-0061	粟島浦村字日の見山1513-11	0254-55-2111

※担当事務の種類 A：浄化槽設置届出等 B：個人設置補助申請 C：市町村設置申請

注1 各区役所区民生活課生活環境係（中央区役所においては窓口サービス課）

注2 お住まいの区域を所管する下水道事務所・下水道推進室

注3 Aの事務のうち、浄化槽設置届出書以外の各種届出書の受付

注4 Aの事務のうち、浄化槽設置届出書の受付

情報 浄化槽法の一部を改正する法律が成立

議員立法として第198国会（1月28日～6月26日）に提出された「浄化槽法の一部を改正する法律案」が、6月12日に可決・成立し、6月19日に公布されました。平成17年の改正から14年ぶりの大幅な改正です。

単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上を同時に実現するための諸規定の整備が行われました。

なお、施行は公布日から1年以内で政令で定める日とされています。

【浄化槽法の一部を改正する法律 概要】（環境省資料より）

◆法改正の背景

・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の53%、400万基残存。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。

⇒ 第1、第2、第3

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。

⇒ 第3～第7

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒ 相当な期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。

（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査

・使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

【浄化槽法の一部を改正する法律要綱（抜粋）】

第一 浄化槽の管理に関する事項

- 一 使用の休止の届出等（第十条、第十一条及び新第十一条の二関係）
- 二 環境大臣の責務（第十二条の三関係）

第二 浄化槽処理促進区域（第三章の二関係）

- 一 浄化槽処理促進区域の指定
- 二 公共浄化槽
 - 1 定義
 - 2 設置等
 - 3 設置の完了の通知等
 - 4 排水設備の設置等
 - 5 排水設備の設置の承認
 - 6 使用の開始の届出
 - 7 排水設備の使用の廃止

第三 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保（第四十八条関係）

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第四 浄化槽台帳の作成（第四十九条関係）

第五 協議会（第五十四条関係）

第六 特定既存単独処理浄化槽に対する措置（附則第十一条関係）

- 一 都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、水質に関する検査の結果の報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 二 都道府県知事は、一による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができること。

三～四 略

第七 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二～三 略

情報 一般社団法人全国浄化槽団体連合会

第7回定時総会の開催

亀山副会長 全浄連会長表彰受賞おめでとうございます。

(一社)全国浄化槽団体連合会第7回定時総会が6月26日(水)、ホテルグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区)で開催され、当協会からは亀山副会長が出席しました。

上田会長の挨拶で始まり、平成30年度事業報告、決算、役員補欠選任、2019年度全浄連活動スローガン(案)など4議案について原案どおり承認されました。



続いて、第32回功労者表彰が行われ、当協会副会長の亀山博之氏(株)ロクセイサービスが長年の業界功績により、会長表彰を受賞しました。

また、その後、環境省松田浄化槽推進室長より特別講演、法人許可40周年記念祝賀会が開催され、浄化槽推進議員連盟所属の国会議員など多くの来賓が出席しました。

比べてみれば

CA型

接触る床方式

業界No.1の
スリムボディで
浅埋め型

浄化槽シェア
No.1

5・7・10人槽 環境配慮型浄化槽

CA型のポイント!

- 横幅970mm、全高1520mm(5.7人槽)クラスNo.1のコンパクト
- 槽内落差30mm、槽外エア配管1系統により施工性向上
- 接触る床方式を採用し、維持管理性を向上
- マンホールは径450mmに統一し、施工や点検が楽におこなえる

放流水質

BOD 20mg/L以下 T-N 20mg/L以下
SS 15mg/L以下 COD 30mg/L以下
(一財)日本建築センターによる性能評価値

美しい水を守る
フジクリーン工業株式会社

本社 / 〒464-8613 愛知県名古屋市中千区今池四丁目1番4号 TEL052-733-0325
新潟営業所 / 〒950-0813 新潟県新潟市東区大形本町5丁目2-32 TEL025-271-8668
支店・営業所 / 全国30ヶ所 <http://www.fujiclean.co.jp/>



5人槽イメージ

情報 2019年度省エネ型浄化槽システム導入推進事業の公募について

環境省では、昨年度に続き「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）」を実施しています。

今年度予算は、昨年度予算16億円から20億円に拡大されるとともに、本体交換補助対象要件が大幅に緩和されています。本事業の詳細及び申請様式は一般社団法人全国浄化槽団体連合会のホームページをご覧ください。

◆補助事業対象要件

Type 1

51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器（高効率ブロワ等）へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業。

Type 2

平成12年3月末までに設置された60人槽以上の合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）について、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業。

◆補助率

Type 1 補助対象となる事業費の2分の1

Type 2 全浄連が定めた工事に要する経費の2分の1

◆申請窓口

新潟県内における施設で本事業の申請を行う場合は当協会が申請窓口となっています。ご質問、ご相談等がございましたら当協会もしくは全国浄化槽団体連合会までお問い合わせください。

2019年度
二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金
 (省エネ型浄化槽システム導入推進事業)

環境省 実施事業

【2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）】は、既設中・大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助することで、地球環境及び生活環境の保全に資することを目的としています。

対象となる事業は以下の2種類です。

TYPE 1
 51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器(高効率ブロワ等)へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業
 補助対象事業費の2分の1を補助

TYPE 2
 構造基準に基づき平成12(2000)年3月末までに設置された60人槽以上の合併処理浄化槽(ブロワを使用するものに限る)について、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業
 全浄連が規定する工事費の2分の1を補助

※いずれの場合も、原則として下水道法に基づく予定処理区以外における農業集落排水施設、漁業集落排水施設を除く浄化槽が対象となります。

公募期間
 TYPE 1 事業：2019年4月～11月29日
 TYPE 2 事業：2019年4月～10月31日
 (予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります)

◆補助事業の要件

Type 1

・事業前に比較して年間消費電力量を5%以上削減できること

Type 2

・浄化槽本体を省エネ型の最新式浄化槽に交換することによって、年間消費電力量を大幅に削減できること

平成30年度 省エネ型浄化槽システム導入推進事業の補助金交付決定状況

区分	事業種別	申請数	補助金額	集会所	住宅	宿泊	医療	店舗	娯楽	駐車場	学校	事務所	作業場
新潟県	Type 1	28	50,754,000	2	19	0	2	1	2	0	0	2	0
	Type 2	1	7,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	計	29	57,854,000	2	19	0	2	1	2	0	0	3	0
全国	Type 1	424	504,850,000	13	161	23	59	47	58	0	12	23	28
	Type 2	9	158,448,000	0	5	0	2	0	0	0	0	2	0
	計	433	663,298,000	13	166	23	61	47	58	0	12	25	28

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

■取扱商品

エアポンプブロー ガス検知器・送排風機
電動工具・制御機器・記録紙 水中ポンプ・陸上ポンプ
配水管清掃機器・薬剤 浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ 各種産業用ベルト・ホース
マンホール・その他

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

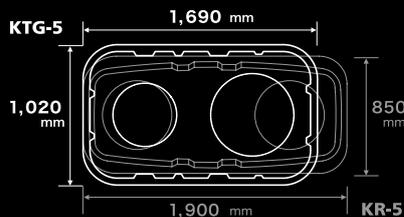
四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:0120-617-718
九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:0120-617-718

ハイバッキー KTG型

Housetec
Living with ideas

5・7人槽 全浄協登録品 家庭用 コンパクト高度処理型

▶ 5人槽は単独処理浄化槽と同等の設置スペース



▶ 施工性を向上させる

流入管底 300mm / 放流管底 350mm (共に G.L. より)

▶ 従来品より全高を約 205mm 抑え、軽量化を実現

処理性能: BOD15mg/L以下 T-N20mg/L以下 SS10mg/L以下
●処理性能は各々日間平均値です。●流入水質: BOD200mg/L以下 T-N45mg/L以下 SS160mg/L以下
●処理性能は、(財)日本建築センター性能評価方法現場試験【試験期間 1 年間】による評価値です。

■ KTG-5型
単位: mm

流入管底: 300 (G.L.より)
放流管底: 350 (G.L.より)



G.L.より
H:1,555
(全高:1,585)

L:1,690

W:1,020

株式会社 ハウステック
www.housetec.co.jp

お問い合わせ先 (新潟県)

新潟営業所 TEL (025) 383-8411 長岡営業所 TEL (0258) 28-8100

配管革命

アムズ浄化槽

CXN2型

嫌気分離接触ろ床方式

5・7・10人槽

処理性能：BOD20mg/L、T-N20mg/L、SS15mg/L以下

アムズ浄化槽CXN型がモデルチェンジ。
放流管を50mm高くし、施工性が大幅に向上しました。
しかも従来型の特長をそのまま継承、長く安心して
ご使用いただけます。

放流管底
GL-330mm
(50mmUP)

流入管底
GL-330mm



アムズ株式会社

〒950-0943 新潟市中央区女池神明3-12-8
TEL.025-285-0331 FAX.025-285-2249

ディスポーザで 生ゴミゼロの 快・適・生・活!

PROTECT×CHANGE
Daiki
AXIS

“便利”も“清潔”もあなたの想像以上。その上、環境にも優しい。

ディスポーザ設置のメリット

① 臭いや虫の発生を抑えます

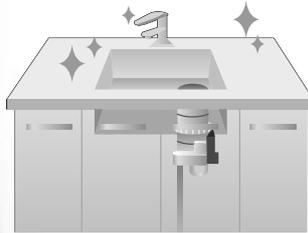
調理くずや残飯を排水口に入れてすぐに処分できるので、手間も無く、三角コーナーが不要になります。

② 不快な生ゴミ保管が不要

面倒なゴミ出しの手間が軽減され、室内に生ゴミを保管する必要がないので清潔です。

③ 環境にも優しい

ゴミ発生量の削減や処分で発生する有害物質量を抑制できるので、環境保全に貢献できます。



生ゴミ処理機ディスポーザの排水が処理できる国内唯一の戸建用 ※2016年2月現在

ディスポーザ対応型浄化槽

DSJ型

【放流水質】
BOD:15mg/ℓ以下
T-N:20mg/ℓ以下
国土交通大臣認定品
国庫補助指針適合品
全浄協登録品
FRP評定取得品



DSJ-5型▶



◀ディスポーザ本体

製品についての詳しい内容はこちらから

ディスポーザ DSJ型 検索

株式会社 **ダイキアキシス**

<http://daiki-axis.com/> [証券コード:4245]

水質を浄化し、住みよい環境を守る…

し尿浄化槽, コミプラ放流水の 殺菌消毒に

一回の薬剤充填で長時間にわたり
殺菌力を持続します。

有機系
塩素剤

日曹メルサン®

溶解にすぐれ、強い殺菌力を示します。

無機系
塩素剤

日曹ハイクロン®錠剤

15g錠剤



30g錠剤



100g錠剤

20g錠剤



★お問合せは



日本曹達株式会社

〒100-8165 東京都千代田区大手町2-2-1
ミタゲン・ナックス ☎(03)3245-6262
メルサン・ハイクロン ☎(03)3245-6148

県代理店



株式会社 バイタルグリーン

新潟 025-243-5412 長岡 0258-46-7241
上越 025-524-6450

丈夫な

DO計・MLSS計・pH計 といえば

飯島電子工業

完全防水構造

耐衝撃「ラバープロテクター」付(本体)

DOメーター

型式: ID-150

本体2年保証

センサー1年保証

MLSS計

【上位モデル】
型式: IM-100P

ユーザー登録で
本体2年保証

pHメーター

型式: IP-135

本体2年保証

計量法型式承認品



【廉価モデル】
IM-80P/50Pも
ラインアップ!

「採水」「投込」
1台で両方使える
pH電極



ケーブルの収納に大活躍! 『まきとりーる』 プレゼントキャンペーン中!

まずは無料のテスト器で お試しく下さい!

お問い合わせ

TEL: 0120-67-2827 受付 8:45~17:20 (月~金・祝日)
〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田 1-1
Eメール: eigyou@ijijima-e.co.jp <https://www.ijijima-e.co.jp>

協会からのお知らせ

令和元年度 浄化槽業務従事者研修会のお知らせ

令和元年度浄化槽業務従事者研修会を下記のとおり開催します。本年度はグループでの情報交換の時間も設けました。たくさんの方の受講をお願いします。

【施工技術】

11月12日（火） 13：30～16：20

「新潟県建設会館」

研修内容

- ① 浄化槽行政について
- ② 省エネ事業、浄化槽設置整備事業について
- ③ 浄化槽工事・安全管理のポイント
(一社) 浄化槽システム協会
- ④ 情報交換会

【維持管理】

11月13日（水） 13：30～16：30

「新潟ユニゾンプラザ」

11月14日（木） 13：30～16：30

「ハイブ長岡」

研修内容

- ① 浄化槽行政の現状について
- ② 省エネ事業について
- ③ 浄化槽の抱える課題・トラブル事例・その他対策
岡城技術士事務所 岡城 孝雄 氏
- ④ 情報交換会

- ※ 各会場日環商事、飯島電子工業、日新産業商品展示予定
- ※ 開催案内は10月上旬に送付します。

10月1日は浄化槽の日

水の国 支えるかなめ 浄化槽

※R1「浄化槽の日」最優秀標語

浄化槽ミニモデルの貸出

浄化槽普及啓発やPR等に活用していただくため、ミニモデルの貸出を行っています。



W560×D290×H290/7kg

- ※ 貸出を希望する場合は、事務局へご連絡下さい。
TEL：025-283-2048

省エネ事業 DVDで解説

省エネ型浄化槽システム導入推進事業の申請書や報告書作成について詳しく解説しています（協会HP公開中）。



新会員の紹介

◆賛助会員

- ・日新産業(株)新潟営業所 2019.4.1入会
住所：新潟市東区上木戸2丁目3番43号
業種：商社（水処理関連（薬品・計測機器等））

編集後記

ボタンひとつで何でも買える時代になりました。固定電話は激減し、ポケベルやPHSを経て今やスマホが主流になり、ノートパソコンはタブレットに変わりつつあります。

車は自動運転へと進み、AIという人工知能が人間に代わって仕事をしてしまう時代です。

これって私たちが子供の頃に想像していた遥か未来の世界のはずでした。それがまさか自分が生きている間に実現するなんて思いもしませんでした。そう考えると未来は決して遠いものではないのかもしれない。

さて、時代は令和です。これから一体どんな変化が訪れるのでしょうか。私たちの周りの環境は、どんな風が変わっていくのでしょうか。

今、想像している「遥か未来」が、数十年後に現実となる事を楽しみにしながら、令和元年を過ごしてまいりましょう。
(A・M)